

立山町空き家情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町における空き家の有効活用とその利活用を通じて景観の保全及び移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物、それに付属する物件及びその敷地等をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用（購入、貸借、贈与その他権利の移動を伴う行為をいう。）を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、立山町空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 立山町空き家情報バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 外観及び内観の現況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認するため必要な調査を実施し、適切であると認めるときは空き家情報バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸又は分譲を目的として建築されたもの
- (2) 立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成19年立山町条例第2号）第2条第1号に規定する町税等を滞納している者が所有しているもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が所有しているもの
- (4) その他町長が適当でないと認めるもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、立山町空き家情報バンク登録通知書（様式第3号）によりその旨を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、町長が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、立山町空き家情報バンク登録内容変更届出書（様式第4号）により遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(空き家情報バンク登録の取消し)

第6条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの登録を取り消すとともに、立山町空き家情報バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権等に移動があったとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録者から登録の取消しの申出があったとき。

(5) 登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、空き家情報バンク登録台帳に登録することが適当でないとき。

(空き家情報バンク利用の申込み)

第7条 空き家情報バンクを利用し、第4条第2項の規定により登録された空き家を購入又は賃借ようとする者は、立山町空き家情報バンク利用登録申込書(様式第6号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 誓約書(様式第7号)

(2) 居住地における公租公課の滞納がないことの証明書(居住地が立山町外の場合)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による利用申込みがあったときは、その内容を確認の上、次の各号に掲げる要件を全て満たす者は、空き家情報バンク利用登録台帳に登録するものとする。

(1) 立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 空き家バンクの趣旨に照らして適当と認められる活動のために空き家を利用すること。

(4) その他公の公序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。

(5) 居住地が立山町外の場合、居住地における公租公課の滞納がないこと。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、立山町空き家情報バンク利用登録通知書(様式第8号)によりその旨を当該申込者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による利用登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、立山町空き家情報バンク利用登録変更届出書(様式第9号)によりその旨を町長に届け出るものとする。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの利用登録を取り消すとともに、立山町空き家情報バンク利用登録取消通知書(様式第10号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第7条第2項のいずれかの要件を欠くことになったとき。

(2) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 利用登録の取消しの申出があったとき。

(4) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行なうことにより再登録した場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、空き家情報バンク利用登録台帳に登録することが適当でないとき。

(情報提供等)

第10条 町長は、空き家の状況等についての情報を町のホームページ等に掲載し、公開できるものとする。

2 町長は必要に応じて、登録者、利用登録者に対し、空き家情報バンクに登録された情報を提供することができるものとする。

(登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 登録者、利用登録者は空き家情報バンクの利用に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 3 この告示は、令和4年4月1日から施行する。